

社会福祉法人若美さくら会 ケアハウス「和幸苑」 利 用 契 約 書

ケアハウス「和幸苑」（以下、「施設」という。）を利用するに当たり、重要事項の説明及び重要事項説明書の交付を受けて下記のとおり契約を締結します。

（目 的）

第1条 施設は、利用者が心身ともに充実した明るい生活を送ることができるように、この施設を利用させること、及びこの契約の定める各種サービスを提供することを約し、利用者は施設に対しこの契約の定めるところを承認しこの契約を履行することを約します。

（契約期間）

第2条 入所者は、契約を締結した日以降であれば、いつでも居室に入居することができます。この日をこの契約では入居可能日といたします。

2 前項に定める入居可能日をもってこの契約の効力が発生し、施設、利用者を拘束します。

3 この契約は第21条に基づく契約の解除がない場合、これを継続します。

（施設の管理運営）

第3条 施設の管理運営は、施設がその責任において実施するものとし、必要な職員を配置して、利用者の日常生活に必要な諸業務を処理するとともに、建物及び付帯施設の維持管理を行い、利用者は施設の定める運営規程に従います。

（各種サービス）

第4条 施設が、利用者に対し提供するサービスは、次のとおりです。

1. 食事の提供（セルフサービス）
2. 入浴の準備
3. 各種生活相談と助言
4. レクリエーション
5. 疾病、負傷等緊急時の援助

（食 事）

第5条 施設は、利用者に対し1日3食、高齢者の健康に配慮した食事を食堂において提供します。

特に医師の指示がある場合は、その指示により特別の食事を提供します。

（入浴の準備）

第6条 施設は、常に入浴準備を良好に管理し、定められた時間に利用者が利用できるよ

う入浴の準備をします。

(生活相談、助言)

第7条 施設は、利用者の要望があれば、常時各種の生活相談に応じ、適切な助言と必要に応じて行政及び関係機関への紹介手続き等の援助を行います。

(緊急時の対応)

第8条 施設は、利用者が急病若しくは火災等緊急避難を要する事態が発生した場合に備えて、常に万全の管理体制が取れるよう配慮します。

(生活援助)

第9条 施設は、利用者が入居後日常生活上の援助及び特別な介護を必要とする状態になった場合は、外部の居宅介護福祉サービスが導入できるよう所要の措置を取るものとします。この場合の費用は利用者の負担とします。

(レクレーション)

第10条 施設は、利用者の生活が健康で明るいものとなるよう、必要な助言を行うとともに、利用者が自主的に、趣味、教養、娯楽等のレクレーションを実施する場合は、その適正と思われる行事に協力し、便宜を供します。

(利用料等)

第11条 利用料の額については、施設は国の定める基準に従って、生活費、事務費を合算した額を別途個人別に算定して利用者に通知します。

2 前項のほか、施設は入居者の個別の使用にかかわる電気、水道、下水道等の使用料として利用者の負担となります。

3 特別なサービスに要する費用は、その実費を利用者の負担とします。

(利用料等の納入)

第12条 利用者は、前条の利用料、使用料の通知を受けたときは、利用料は当月分として使用料は前月分として、毎月20日までに施設が指定する金融機関の口座に支払うものとします。

(資料の提供)

第13条 利用者は、入居時及び毎年利用料認定に要する次の書類を必ず施設に提出しなければなりません。

(1) 収入額の認定に必要な書類

イ 前年分の所得税の確定申告書の写

ロ 確定申告のない場合、年金通知書の写し又は所得の源泉徴収票、その他収入を証明できる書類

(2) 必要経費の認定に要する書類

- イ 租税、医療費、社会保険料等の領収書
 - ロ その他の必要経費を証明できる書類
- (3) その他施設が指定する書類

(身元保証人)

- 第14条 利用者は、入居時に身元保証人2名(様式2)をたてるものとします。
- 2 身元保証人は、利用者に債務不履行があったときは、この契約から生じる一切の金銭債務について連帯して履行の責を負うとともに、必要なときは利用者の身柄を引き取る責任を負うものとする。
- 3 前項の身元保証人の負担は、極度額 円を限度とします。
- 4 身元保証人の住所又は氏名を変更したとき、及び身元保証人が死亡等で変更するときは、その旨を速やかに甲に通知しなければなりません。

(造作、模様替え等の制限)

- 第15条 利用者は、原則的に居室の造作、模様替え等をしてはなりません。また、居室以外については造作、模様替え等をしてはなりません。
- 2 利用者は特殊事情により、やむを得ずその居室に造作、模様替えをするときは、施設に対し、あらかじめ書面によりその内容を届け出て施設の承認を得なければならない。

(居室内の補修)

- 第16条 居室内の補修、改修を行うときはその費用は利用者が負担します。
- 2 施設は、前項の補修、改修ができる部分の細目については、あらかじめ利用者に通知するものとします。

(原状回復の義務並びに費用の負担)

- 第17条 利用者は施設及び備品について、利用者の責に基づき汚損、破壊もしくは滅失したとき、又は施設に無断で居室の原状を変更したときは、直ちに自己の費用により原状に回復するか、又は施設が定める代価を支払わなければなりません。
- 2 利用者は、この契約を解除又は終了した場合において、利用者の居室を施設に明け渡すとき、修理もしくは取り替えを要する場合には、費用は利用者が負担しなければなりません。

(賠償責任)

- 第18条 天災、事変その他の不可抗力及び火災、盗難、暴動あるいは外出中の不慮の事故により、利用者が受けた損害、災難については、施設は一切の賠償責任を負いません。
- ただし、施設の故意又は重大な過失による場合は、この限りではありません。

(長期不在)

- 第19条 利用者がその居室に1ヶ月以上不在となる場合には、利用者が施設に対し、あらかじめその旨を届け出るとともに、各種費用の支払い、居室の安全、連絡方法等につ

いて施設と協議するものとします。

(立ち入り)

第20条 施設は、居室の安全、衛生、防犯、防火その他管理上の必要があると認められるときは、利用者の承認を得る事なく居室に立ち入ることができます。

(契約の解除)

第21条 施設は、利用者が次の各号に該当したときは、2ヶ月の予告期間を置いて、この契約を解除することができます。

1. 共同生活の秩序を著しく乱し、他の利用者に迷惑をかける恐れがあるなど、施設の生活が著しく不適當と思われる事由が生じたとき。

2. 金銭の管理、各種サービスの利用について、利用者自身で判断ができなくなったとき。

3. 特別養護老人ホーム入所程度の状態にもかかわらず必要な介護を受けることができない場合。

4. 身体又は精神的疾患等のため、施設での生活が著しい困難が生じたとき。

5. 利用料その他の費用の支払いを怠って、その滞納額が3か月分に達したとき。

6. 不正またはいつわりの手段によって入居したり提出書類で虚偽の事項を申告したとき。

7. その他、この契約の条項に違反したとき、及び利用者心得に違反し、施設の指示又は指導に従わないとき。

2 利用者は、この契約を解除しようとするときは、30日以上予告期間をもって、施設の定める契約解除届けを施設に提出するものとします。

3 利用者が病気療養等で3ヶ月以上居室を不在とする場合は、施設、利用者、協議のうえこの契約を解除することができます。

(契約の終了)

第22条 この契約は、前条による契約の解除、又は利用者が死亡したときに終了します。

2 施設は、利用者の所有物を善良な管理の下に注意をもって保管し、利用者の身元保証人に連絡して一切の処置をします。

3 利用者の身元保証人は、前項の連絡を受けた場合は、30日以内にその所有物を引き取り、居室を明け渡さなければなりません。

4 明け渡しの期日が過ぎても、残置された所有物については、施設において処分できるものとします。

(居室の変更)

第23条 施設は、利用者が次の各号の一つに該当するときは、居室の変更をすることができます。

(1) 2人居室の利用者がいずれか一方の死亡等により1人となったとき。

(2) 利用者の身体機能の低下等、居室を変更することが適当と認められるとき。

(3) その他施設が必要と認められるとき。

- 2 居室の変更を要する際は、あらかじめ事前に利用者へ通知します。緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

(個人情報保護)

第24条 施設の職員は、業務上知り得た利用者及びその家族の個人情報については、利用者又は第三者の生命、身体等に危険がある場合など正当な理由がある場合を除き、契約中及び契約終了後においても第三者に漏らすことがないように努めます。

(苦情処理)

第25条 利用者は、提供されたサービス等につき苦情を申し出ることができます。その場合施設は、速やかに事実関係を調査し、その結果改善の必要性の有無並びに改善方法について、利用者またはその家族に報告します。なお、苦情「めやす箱」の設置、苦情申し立窓口と、受付担当者の配置、苦情解決第三者委員を選任するなど必要な措置を講じます。

- 2 施設は提供するサービスに関して、市町村からの文書の提出・提示の求め又は市町村職員からの質問・照会に応じ、利用者からの苦情に関する調査に協力します。市町村からの指導又は助言を得た場合は、それに従い、必要な改善を行い報告します。また利用者又は家族に対する説明、記録の整備その他必要な措置を講じます。

- 3 施設は、サービスに関する利用者からの苦情に関して、秋田県国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、秋田県国民健康保険団体連合会からの指導又は助言を得た場合は、それに従い、必要な改善を行い報告します。

(その他)

第26条 この契約書に定めのない事項については、必要に応じて施設、利用者間において協議し、誠意をもって解決します。

改版記録

(履歴は管理台帳による)

第5班 この規程は、令和3年8月24日から施行する。

以上のとおり施設、利用者、身元保証人は記名（署名）押印のうえ契約し、その証として各1通ずつ保有します。

年 月 日

理事長

住 所 男鹿市角間崎字岡見沢 86-12

社会福祉法人若美さくら会

氏 名 理事長 大 淵 金 広 印

利用者

住 所

氏 名 印

身元保証人

住 所

氏 名 印

身元保証人

住 所

氏 名 印